



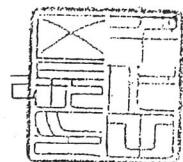
別添

千代田区告示第 96 号

附置義務駐車場特例に関する地域ルールの策定について

平成 16 年 9 月 22 日

千 代 田 区 長 石 川 雅



千代田区駐車場整備計画に係る地域ルール策定に関する要綱（平成 16 年 2 月 26 日 16 千環環発第 292 号区長決裁）第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり地域ルールを策定したので、同項の規定に基づき、告示する。

記

1 地域ルールの対象地域

大手町・丸の内・有楽町地区の別添図一 1 に示すとおり

2 地域ルールの適用日

本告示の日から適用する。

ただし、斜線部分の地域の適用開始日については、別途定める。

3 地域ルールの内容

別紙のとおり

16.9.22
16.9.22

掲示承認
企第 269 号
期自平成 16 年 9 月 22 日 間至平成 16 年 10 月 6 日
取扱者

大手町・丸の内・有楽町地区の附置義務駐車場整備の特例に関する地域ルール

1. 目的

本地域ルールは、大手町・丸の内・有楽町地区（以下、「大丸有地区」という）において、都心地区として相応しい交通環境を作り出し、誰もが安全で、安心して快適に過ごせるまちとするため、地域特性を踏まえた適切な附置義務駐車場の整備と、併せて路上駐車の排除や路外駐車場への誘導などの対策を進め、交通の円滑化と安全性を確保することを目的とする。

2. 対象地区

対象地区は、「対象地区図」（別添図一1）に示す、大手町1・2丁目、丸の内1・2・3丁目、有楽町1・2丁目とし、駐車対策等を行う地域単位は、同図に示す街区構成や歩行圏等（300m程度）を考慮したブロック（以下「ブロック」という。）（別添図一2）を標準とする。

3. 対象地区及び個々の建築物での駐車対策

対象地区内から派生・関連する駐車需要や特定集中時等での駐車対策に対しては、個々の建築物での駐車場整備や駐車対策で対応すること、及び隣接する建物間やブロック、または対象地区全体として対応することが原則である。

このため、地区内の建築物の所有者等は、個々での駐車対策と併せて対象地区内全体での有効な駐車対策について検討し、対応することが必要である。

（1）駐車施設の附置基準に定める附置台数を整備する個々の建築物においては、

以下の駐車対策を講じなければならない。

- ① 利用しやすい駐車場の構造、及び歩行者等の安全性に配慮した駐車場の出入り口位置の配置及び車寄せなどの整備
- ② 適切な荷捌き駐車施設の確保や共同化に向けた荷受けスペースなどの整備
- ③ 自転車、自動二輪車（原付自転車を含む）などの駐車場の確保

（2）対象地区内においては、地区全体で以下の駐車対策について検討の上、必要な事項について対策を講じなければならない。

- ① 公共駐車場、隣接建物間、同一街区、ブロック内の駐車場のネットワークの整備
- ② 路外駐車場の空き情報、料金情報、料金設定など利用しやすい情報の提供
- ③ 休日及び時間外での駐車場開放
- ④ 路上駐車の路外駐車場への誘導や指導
- ⑤ 物流の共同化
- ⑥ その他駐車対策に関すること

4. 駐車施設の附置基準

対象地区内における新築、増築、改築又は用途変更を行う建築物の駐車施設の台数は、以下の中で最大の数値とする。

なお、駐車施設の附置基準に関する詳細については、別途「駐車場整備ガイドライン」に定める。

- (1) 対象建物の用途別駐車需要台数。
- (2) 東京都駐車場条例（昭和33年都条例第77号。以下「都条例」という。）により算出した台数に、別途定める緩和係数を乗じて算定した台数。ただし、適切な駐車対策などが講じられている場合はこの限りではない。
- (3) 大規模小売店舗立地法による商業施設駐車場整備台数

5. 申請審査の流れ

地域ルールの適用は、地域の総意として大丸有協議会会員及び駐車場事業者などで組織する大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会（以下「駐車協議会」という）が、地権者等からの申請を受け、大手町・丸の内・有楽町地区地域ルール策定協議会（平成16年2月23日千代田区長認定。以下「策定協議会」という）に審査を付託する。策定協議会は専門委員の意見を聞き審査・決定し、駐車協議会はその結果を受け、申請者に回答するとともに、東京都、千代田区へ報告する。

なお、申請者は、地域ルール適用の決定を受けたときはその内容に従って区長または知事に対する認定申請（都条例第17条第1項1号、第17条の3第1項1号）を行うものとする。

6. 地域ルールの実効性を確保するための方策

対象地区において、策定協議会は、地域ルールの実効性を確保するため、定期的に駐車場利用状況や路上駐車状況等を調査し、運用状況と遵守状況を把握するとともに、その結果を千代田区長へ報告しなければならない。

7. 交通環境対策への参加

地域ルールの適用を受けた地権者等は、地域の駐車対策等へ応分の負担を持つて参加し、大丸有地区内の交通環境の向上を図るものとする。

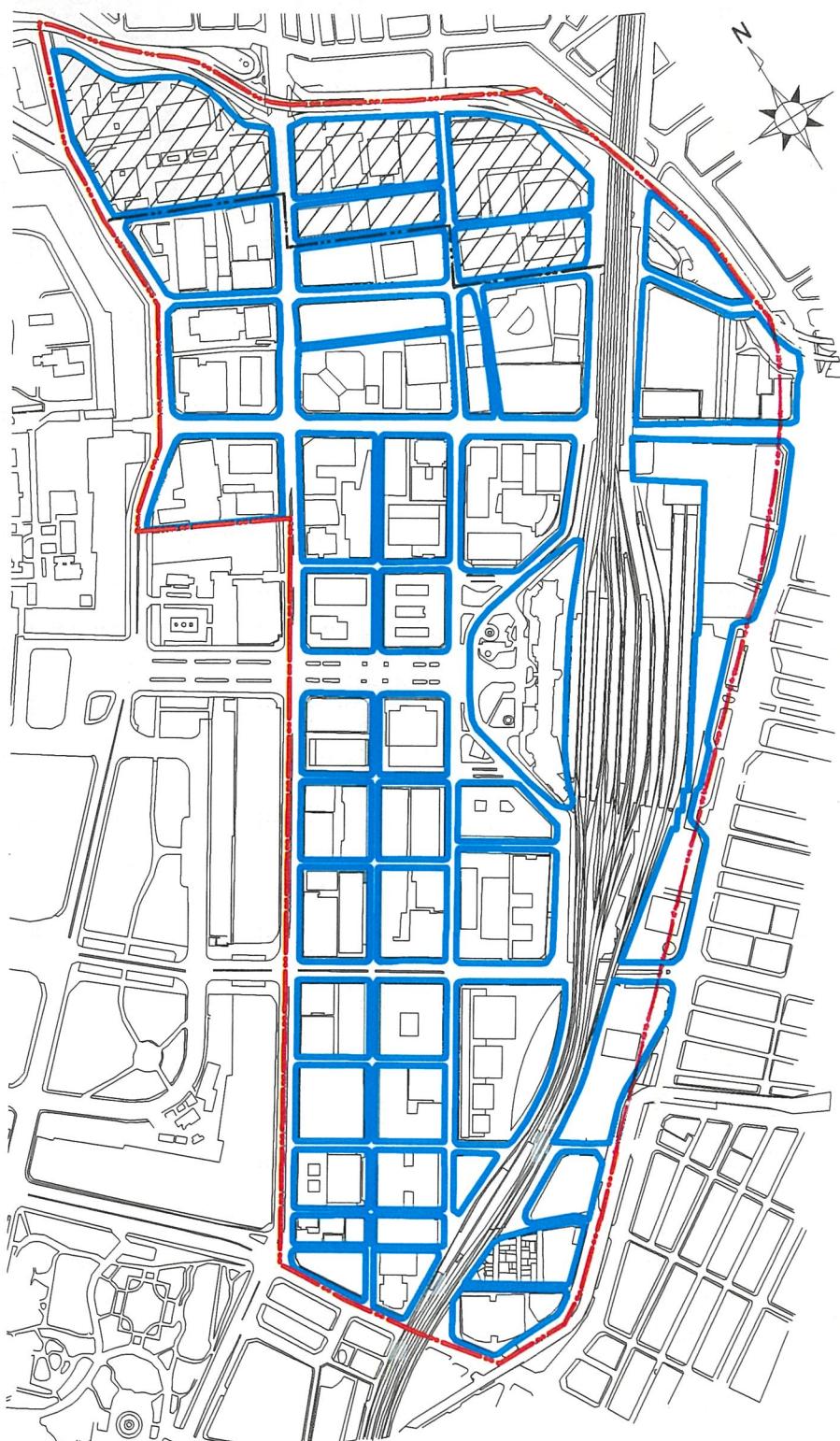
8. 地域ルールの施行

本告示の日から施行する。

■ 地域ルールの対象地区

(別添図－1)

区 域： 千代田区大手町1・2丁目、丸の内1・2・3丁目、有楽町1・2丁目
面 積： 約119.1ha



※1 赤枠内が対象地区、青枠が対象街区

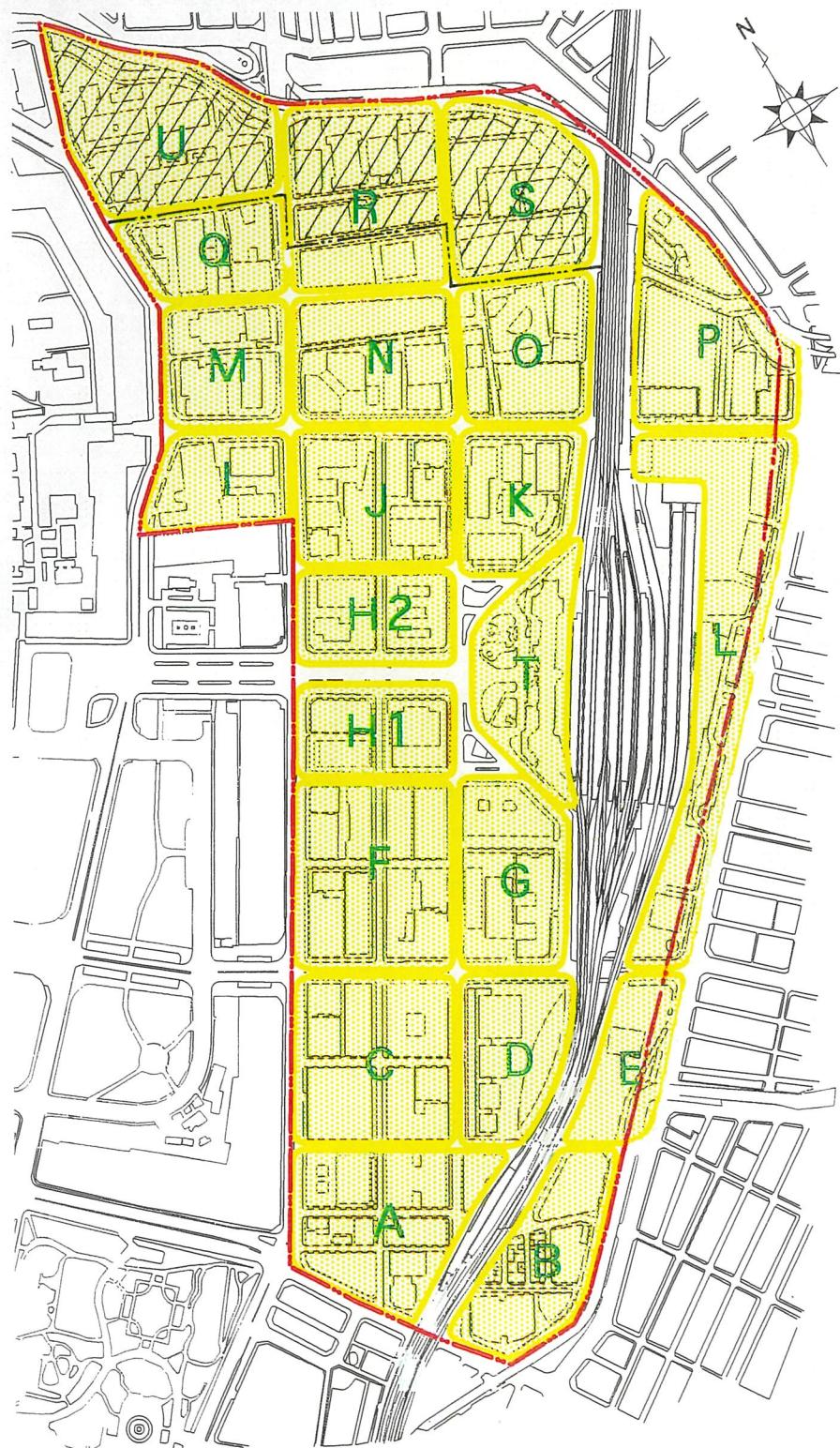
※2 斜線部分の地域の適用開始日については、別途定める。

0 100 200 300

■ ブロック図

(別添図-2)

- ・幹線道路、鉄道敷きにより分割されるブロック
- ・徒歩圏（300m範囲）に近い分割



※ 斜線部分の地域の適用開始日については、別途定める。

0 100 200 300